

2 - 1 資源管理規程の認可

2 - 1 - 2 審査要領

- (1) 法第11条の2第2項に規定する事項が資源管理規程に記載されていること。
- (2) 設定組合は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖の事業を行う組合に限られていること。
- (3) 組合員以外の漁業者等を一定水面から排除するなど、不当に差別的内容でないこと。
- (4) 資源管理規程の内容が、漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、独占禁止法、都道府県漁業調整規則等、法律、政令、省令、条例又は規則を問わず、関係する法令に違反するものではないこと。
- (5) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律60号）第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものとなっていること。
- (6) 資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意を得ていること